



愛媛県報

発行 愛媛県

平成20年4月11日金曜日 第1954号

◇ 目 次 ◇

一部事務組合の解散.....	442
医師の指定.....	442
指定医師の辞退の届出.....	442
指定障害福祉サービス事業者の指定(2件).....	443
指定自立支援医療機関の指定.....	443
介護員養成研修事業者の指定.....	443
地籍調査の成果の認証.....	443
漁業の許可又は起業の認可の申請期間.....	444
公共測量の終了の通知(2件).....	444
土地改良区の定款変更の認可.....	444
開発行為に関する工事の完了(2件).....	444
市営土地改良事業の施行の同意.....	445
町営土地改良事業の施行の同意(3件).....	445

公 告

争議行為の通知の公表.....	445
-----------------	-----

監査公表

監査結果に基づく措置の公表(2件).....	445
------------------------	-----

告 示

○愛媛県告示第586号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第288条の規定により、次のとおり一部事務組合の解散の届出があった。

平成20年4月11日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 組合の名称
中予広域水道企業団
- 2 組合の事務所の位置
松山市二番町4丁目7-2
- 3 組合の解散年月日
平成20年3月31日

○愛媛県告示第587号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の規定により、次のように医師の指定をした。

平成20年4月11日

愛媛県知事 加戸守行

診断する身体障害の種類	診療科名	病院又は診療所の名称	医師氏名	同左所在地	指定年月日
肢 体 不 自 由	整 形 外 科	市立八幡浜総合病院	兒 玉 祥	八幡浜市大平1番耕地638	平成 20年4月1日
"	"	"	坂 上 秀 樹	"	"
"	内 科	加 藤 医 院	加 藤 豊 雄	新居浜市松原町12-44	"
肢体不自由・心臓・呼吸器機能障害	"	西予市立宇和病院	濱 上 智 子	西予市宇和町卯之町1-246-1	"
肢体不自由・心臓・腎臓・呼吸器・小腸機能障害	"	社会福祉法人恩賜財団済生会今治第二病院	田 丸 正 明	今治市北日吉町1-7-43	"
聴覚・平衡・音声・言語・そしやく機能障害	耳 鼻 咽 喉 科	愛媛大学医学部附属病院	澤 井 尚 樹	東温市志津川	"
"	"	"	眞 田 朋 昌	"	"

○愛媛県告示第588号

身体障害者福祉法施行令(昭和25年政令第78号)第3条第2項の規定により、次のように指定医師の辞退の届出があった。

平成20年4月11日

愛媛県知事 加戸守行

診断した身体障害の種類	診療科名	病院又は診療所の名称	医師氏名	同左所在地	辞退年月日
視 覚 障 害	眼 科	愛媛大学医学部附属病院	成 岡 純 二	東温市志津川	平成 20年3月24日

聴覚・平衡・音声・言語・そし やく機能障害	耳鼻咽喉科	〃	兵頭政光	〃	平成 20年3月26日
〃	〃	〃	前谷俊樹	〃	〃
〃	〃	〃	西田直哉	〃	〃
〃	〃	〃	菰淵勇人	〃	〃

○愛媛県告示第589号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定した。

平成20年4月11日

愛媛県知事 加戸守行

事業者番号	指定障害福祉サービス事業者			指定障害福祉 サービスの種類	指定障害福祉サービス事業所		指 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所 の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3820700163	NPO法人すたあと	大洲市若宮625番地4	花見美枝	共同生活援助	グループホームのぞみ	大洲市中村257番地1	平成20年 4月1日

○愛媛県告示第590号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定した。

平成20年4月11日

愛媛県知事 加戸守行

事業者番号	指定障害福祉サービス事業者			指定障害福祉 サービスの種類	指定障害福祉サービス事業所		指 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所 の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3810101240	社会福祉法人親和園	松山市中野町甲589番地	五島昌明	就労移行支援	ワークハウス久谷	松山市東方町2346番地85	平成20年 4月1日
3810101240	社会福祉法人親和園	松山市中野町甲589番地	五島昌明	就労継続支援 B型	ワークハウス久谷	松山市東方町2346番地85	平成20年 4月1日

○愛媛県告示第591号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

平成20年4月11日

愛媛県知事 加戸守行

名 称	所 在 地	開設者の氏名又は名称	担当しようとする 医療の種類	指定年月日
旭川荘南愛媛病院	北宇和郡鬼北町永野市1607	社会福祉法人旭川荘	整形外科に関する 医療（育成医療・ 更生医療）	平成20年 4月1日

○愛媛県告示第592号

介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第3条第1項第2号の規定により、次のとおり介護員養成研修事業者を指定した。

平成20年4月11日

愛媛県知事 加戸守行

介護員養成研修事業者 の名称又は氏名	介護員養成研修事業者 の所在地又は住所	研修の課程	指 年 月 日
株式会社クロス・サー ビス	愛媛県松山市来住町14 58番地4	介護全般に 関する介護 職員基礎研 修課程	平成20年 3月25日

○愛媛県告示第593号

次の地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき国土調査の成果として認証したから、同条第4項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成20年4月11日

愛媛県知事 加戸守行

1 地籍調査の実施者、地域、調査期間及び成果の名称

実施者	地 域	調 査 期 間	成果の名称
八幡浜市	日土町7番耕地 の一部、8番耕 地の一部	平成18年度から 平成19年度まで	八幡浜市の 地籍図及び地籍簿

東温市	山之内の16、17	平成17年度から 平成19年度まで	東温市の 地籍図及び地籍簿
-----	-----------	----------------------	------------------

2 認証年月日
平成20年4月11日

○愛媛県告示第594号

愛媛県漁業調整規則（昭和43年愛媛県規則第22号）第8条第2項（同規則第21条第3項について準用する場合を含む。）の規定に基づき、瀬戸内海を操業区域とする小型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

平成20年4月11日

愛媛県知事 加戸守行

許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成20年4月11日から4月25日まで

○愛媛県告示第595号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、独立行政法人都市再生機構今治都市開発事務所長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成20年4月11日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 作業種類 公共測量（3級基準点測量）
- 2 作業期間 平成19年8月14日から
平成20年3月17日まで
- 3 作業地域 今治市

○愛媛県告示第596号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、独立行政法人都市再生機構今治都市開発事務所長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成20年4月11日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 作業種類 公共測量（3級基準点測量）
- 2 作業期間 平成19年8月24日から
平成20年3月17日まで
- 3 作業地域 今治市

○愛媛県告示第597号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、道後平野土地改良区の定款の変更を認可した。

平成20年4月11日

愛媛県中予地方局長 梅木 要

○愛媛県告示第598号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成20年4月11日

愛媛県知事 加戸守行

検査済証の番号 及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
19松局建（開）第66号 平成20年3月27日	伊予郡松前町大字中川原字永田858番3	松山市余戸南五丁目15番20号 PRIME 余戸進和403号 本 田 誠
19松局建（開）第67号 平成20年3月27日	伊予郡松前町大字上高柳字四反地453番5	松山市古川西三丁目9番37号 高 市 優 子
19松局建（開）第68号 平成20年3月27日	伊予郡松前町大字筒井字銀杏524番1及び525番1	松山市来住町1344番地1 株式会社ジョー・コーポレーション 代表執行役 中 岡 大 起

○愛媛県告示第599号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成20年4月11日

愛媛県知事 加戸守行

検査済証の番号 及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
20中局建（開）第1号 平成20年4月2日	伊予郡松前町大字西古泉字玉垣548番3	伊予郡松前町大字西古泉548番地3 松 原 望
20中局建（開）第2号 平成20年4月2日	伊予市上三谷字堤池下甲428番1	伊予市上三谷甲411番地2 福 永 一 哉

○愛媛県告示第600号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、大洲市から協議のあった市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・予子林地区）の施行に平成20年4月3日同意した。

平成20年4月11日

愛媛県南予地方局長 渡部 敏夫

○愛媛県告示第601号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、内子町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・駄場地区）の施行に平成20年4月3日同意した。

平成20年4月11日

愛媛県南予地方局長 渡部 敏夫

○愛媛県告示第602号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、内子町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・上川中区地区）の施行に平成20年4月3日同意した。

平成20年4月11日

愛媛県南予地方局長 渡部 敏夫

○愛媛県告示第603号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、内子町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・北浦地区）の施行に平成20年4月3日同意した。

平成20年4月11日

愛媛県南予地方局長 渡部 敏夫

公 告

○公 告

争議行為の通知の公表について

全国一般愛媛統一労働組合執行委員長大野久から次のとおり争議行為を行う旨の通知が平成20年3月31日あったので公表する。

平成20年4月11日

愛媛県知事 加戸 守行

- 1 事件 平成20年度賃金引き上げ、その他に関する事項
2 日時 平成20年4月14日正午より本問題が解決に至る間
3 場所 財団法人正光会今治病院
(今治市高市甲786の13)
財団法人正光会宇和島病院
(宇和島市柿原1280番地)
4 概要 前記記載の場所において、あらゆる形の争議行為を単独又は併用して実施する。

監 査 公 表

○公表第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、

措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成20年4月11日

愛媛県監査委員 壺内 紘光
同 白石 友一
同 田中 多佳子
同 明比 昭治

Table with 2 columns: 監査対象機関, 監査年月日. Row: 南予児童相談所, 平成19年5月29日

(監査の結果)

児童福祉施設入所措置費負担金については、納期限内の収入確保に努めるとともに、滞納繰越額の縮減に一層努められたい。

Table with 4 columns: 区分, 現年分, 滞納繰越分, 計, 備考. Rows: 18年度, 17年度, 差引増減. Includes note: 平成19年2月28日現在(対前年同月比)

(措置の内容)

児童福祉施設入所措置費負担金については、保護者等に対して、措置の際に負担金の制度を十分に説明するなどして、適期収入に努めた。

また、滞納となったものについては、督促状、催告書の送付、電話催告を実施するとともに、徴収会議を四半期毎に年4回開催し、未納者の状況把握と徴収可能な債務者の選別を実施、重点的な納入催告に努めた。

今後とも、負担金の適期収入に留意するとともに、滞納繰越分については、保護者との連絡を密にし、効果的な督促を行い、収入の確保に努めたい。

Table with 4 columns: 区分, 平成19年2月28日現在, 平成19年度への繰越額(平成18年度末現在), 平成20年2月29日現在. Rows: 平成18年度分, 滞納繰越分, 計, 平成19年度分, 合計

○公表第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成20年4月11日

愛媛県監査委員 壺内 紘光
同 白石 友一
同 田中 多佳子
同 明比 昭治

Table with 2 columns: 監査対象機関, 監査年月日. Row: 私学文書課, 平成19年10月15日; 廃棄物対策課, 平成19年10月18日

(監査の結果)

- 1 私立学校運営費補助金について、補助金の算定根拠となる園児数の確認が不十分であったため、過大に交付していた。(私学文書課)
- 2 代執行費用徴収金については、適切な債権管理が望まれる。

調定年度	収入未済額(円)	備 考
17年度	61,404,999	
計	61,404,999	

(廃棄物対策課)

(措置の内容)

- 1 過大交付していた私立学校運営費補助金 231,533円については、平成20年2月25日に該当幼稚園から返還があった。なお、平成19年12月7日には、私立幼稚園を対象とした補助制度の説明会を開催し、園児数の正確な報告等について指導したところであるが、今後とも、園児数の確認を十分行うことにより、補助金の適正な執行に努めたい。
(私学文書課)
- 2 代執行費用については、責任があると認められる者に対して請求を行い、資力のある者から回収に努めているところである。平成19年度においても、新たに1,430千円を徴収した結果、収入未済額は、平成20年3月6日現在で59,974,999円に減少している。
今後とも、引き続き、適切な債権管理と早期回収に努めたい。
(廃棄物対策課(現所管:循環型社会推進課))